

令和7年第2回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年2月25日)

奥州市農業委員会

令和7年第2回奥州市農業委員会総会議事録

令和7年2月25日(火) 午前9時30分
奥州市役所胆沢総合支所大会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

報告第3号 農地法第5条の許可処分取消しについて

議案第1号 地域農業経営基盤強化促進計画案に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関し、引続き農業経営を行っている旨の証明願の審査について

議案第4号 贈与税の納税猶予等に関し、引続き農業経営を行っている等の証明願の審査について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第8号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第9号 令和7年度奥州市農業委員会事業計画について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

| | | |
|---------------|----------|----------|
| 1 鈴木 洋一 | 2 八重樫 章 | 3 浅野 輝夫 |
| 4 松戸 正雄 | 5 千葉 英宏 | 6 鈴木 喜一 |
| 7 福田 貴徳 | 8 千葉 房志 | 9 佐々木 生子 |
| 10 阿部 成明 (欠席) | 11 菅原 利宏 | 12 小原 松光 |
| 13 植松 郁男 | 14 千葉 孝治 | 15 高橋 浩幸 |
| 16 紺野 弘行 | 17 菊地 隆文 | 18 三浦 正幸 |
| 19 高橋 義典 | 20 小澤 靖 | 21 岩渕 壽子 |
| 22 家子 洋子 | 23 星 洋子 | 24 伊藤 周治 |

農林部人・農地プラン推進室職員

副主幹 佐藤 龍太

事務局職員

事務局長 井面 宏

事務局長補佐 佐々木 治彦

農地係 係長 佐藤 茂樹

上席主任 村上 真紀

主事 佐々木 翔琉

農業振興係 係長 菅野 伸

主事 小原 朋世

議長 ただいまより、令和7年第2回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、10番、阿部成明委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、議案第1号に係る説明者として、奥州市農林部人・農地プラン推進室、
佐藤龍太副主幹に出席を要請しております。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より
指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、15番、高橋浩幸委員、16番、紺野弘行委員の2
人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和7年1月17日から
2月16日までの主な内容をご報告申し上げます。1月24日、令和7年第1回総
会を開催し、農地案件9件について審議、決定いたしました。2月5日及び6日、
県内農業委員会会長会議及び研修会、一般社団法人岩手県農業会議の創立70周年
記念式典及び祝賀会が盛岡市において挙行され、伊藤会長が出席・臨席しており
ます。なお、研修会の場において、本年度の農業委員会等表彰が行われ、前会長の
阿部恒久氏ご本人へ農林水産大臣賞が伝達されております。2月6日、いわてポ
ラーノの会の総会が開催され、星会長職務代理者及び岩淵壽子委員が出席してお

ります。2月14日から3月14日までを会期として、令和7年第1回奥州市議会定例会が招集されております。一般質問において、高橋善行議員から農地法に係る許可申請件数の推移について質問があり、その動向等について伊藤会長から答弁をしております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は55件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号4、番号11、番号16、番号18の4件です。番号4について羽田地区担当の委員に、番号11について佐倉河地区担当の委員、番号16について田原地区担当の委員、番号18について岩谷堂地区担当の委員に情報提供をさせていただき予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号7、番号8、番号12、番号16、番号37、番号39、番号40の7件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。
(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい。22番、家子洋子です。2つ確認させてください。まず20番。こちら登記簿は畑なのですが、現況は宅地です。宅地のままで相続しているのかということが一つ。あと37番。登記の年月日が平成30年1月18日と随分経ってしまっており、どうなのかなと。今度権利を取得した人が市外ってことで遅れたのかなってということで、確認の質問です。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。ただいまのご質問についてですが、番号20につきまして、登記地目と現況地目が合っていないことにつきましては、こちらからこの旨は伝えております。

今後、地目に関しまして、現状を戻す方向になるか、地目に合わせて直していくようにするのか、当然、所有者からご相談があるものということで認識しております。続きまして37番につきましては、残念ながら届け出がなかったということを確認したものですから、この機会にですね、ぜひお出してくださいということで出させていただきました。ということで、こちらにつきましては、ご理解いただければと思います。以上でございます。

議長 よろしいですか。

22番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は21件です。解約の理由は、売り渡すための解約6件、労力不足による解約6件、耕作不便による解約3件等となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について報告説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号16番、紺野弘行委員が番号7に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号7を除き質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号については、番号7を除き、終結いたします。

次に、番号7に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番委員の退席をお願いします。

(午前9時44分 退席)

議長 番号7について質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号の番号7については終結いたします。

16番委員の退席を解除します。

(午前9時45分 着席)

議長 報告第3号、農地法第5条の許可処分の取消しについてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 報告は1件です。番号1は、使用貸借により自己住宅を整備する予定でしたが、転用許可後に土地所有者が入院し、融資手続きが進められない状況になったことから、許可処分の取り消しを願い出たものです。申請者から取消願が令和7年1月28日に提出され、許可取消処分が令和7年2月4日に出されています。なお、取り消し承認後に、使用貸借から贈与による所有権移転に変更し、今月の議案第7号番号7の議案となっております。以上、報告説明を終了いたします。

議長 報告第3号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第3号を終結いたします。

議長 議案第1号、地域農業経営基盤強化促進計画案に係る意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 地域農業経営基盤強化促進計画、通称地域計画の策定にあたり、関係法令等に基づき農業委員会の意見を聴くため、令和7年2月7日付奥人農第113号により、市長から諮問があり、2月25日までの意見回答を求められているものです。この地域計画の案の概要や内容につきましては、事前に配布しておりますので、この場での説明は割愛いたします。ご審議よろしく願います。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 4番、松戸正雄委員。

4番委員 はい。4番、松戸でございます。この地域農業経営基盤強化促進計画についてですけれども、今後もこれが続いていくわけですが、これからの体制は今年度よりも充実されていくのか。それとも、これからの農業のことを考えれば、最低でも今までのようなサポートしていただければ助かると思うんですが。意見としてお願いいたします。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 ただいまの意見でございます。せっかく、人・農地プラン推進室の佐藤副主幹がお見えになってますので、佐藤副主幹から見解のほうを申し述べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤副主幹。

副主幹 はい。農林部人・農地プラン推進室の佐藤でございます。農業委員の皆様方におかれましては、地域計画の基となります話し合いについてのご支援等、多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。ご意見ということで賜りました内容についてお答えをさせていただきます。今回、各地区におきまして、話し合いを基に地域計画のほう、策定させていただいておりまして、おかげさまで、まず、案のところまでお示しをさせていただくところまで進んだというところでございます。まず、今年度、国で定める3月までの策定というところについては、目途が立ったところでございますけれども、それに合わせまして、人・農地プラン推進室、これまで農林部の中の室というところでございますけれども、来年度からは、農政課の中の人・農地プラン推進室ということで、専任は2名ということで、これまでと変わらないというところでございます。一方で、一旦計画を策定させていただいたということでございますので、今後は地域に合わせた話し合いの進め方、サポートのほうを進めさせていただきたいと考えております。体制、詳細の人数等については、まだ未確定な部分ございますので、専任ということでの2名体制はこれまでと変わらないというところで、ご理解をいただければと思います。私からは以上でございます。

議長 よろしいですか。

4番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、計画案に異議なしと決定されました。

ここで、市農林部職員の退席のため、暫時休憩します。

(午前9時52分 休憩)

(午前9時53分 再開)

議長 再開いたします。

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が3件の計10件です。番号1は、労力不足のため金額10万円で売買するものです。番号2は、新規就農のため金額1,000円で売買するものです。管理機、草刈り機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号3は、労力不足のため賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額1,000円です。番号5は、労力不足のため金額7万円で売買するものです。番号6は、親戚へ贈与するもので、譲受人の住居に隣接する農地を譲り渡すものです。トラクター、草刈り機、田植え機、噴霧器を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号7は、後継者へ生前部分贈与するものです。番号8は、労力不足のため使用貸借権を設定するものです。番号10は、隣接地取得のため贈与を受けるものです。以上、10件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第3号、相続税の納税猶予に関し、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の申請は1件です。納税猶予の適用を受けている期間中は、相続税の申告期限から3年目ごとに、税務署に「継続届出書」を提出する必要があります。届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予の適用を受けている農地について、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。1件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい、また教えてください。この農業経営という意味なんですが、この方は県外に住んでますが、この方が農業経営を直接やってなくても、頼んでやってもらっていることでも農業経営ということで成り立つのでしょうか。教えてください。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 家子委員の質問にお答えいたします。議案に書いてあるとおり、今回申請されている方へ特定貸付というものをしております。こちらは通常、納税猶予の適用を受けている農地については、免除が確定するまでの間ご自身で耕作していく必要があるんですけれども、一定の事業のために貸し付けるものについては、引き続き農業経営の猶予を受けることができる制度でありまして、この方はそれに該当する事業での貸し付けを行っていますので、引き続き農業経営を行っている判断して、今回付議しているものでございます。よろしくお願いたします。

議長 よろしいですか。

22番委員 はい。

- 議 長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、証明願のとおり決定されました。
- 議 長 議案第4号、贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査についてを議題といたします。
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)
- 議 長 佐々木主事。
主 事 今月の申請は17件です。納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに、税務署及び県に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。その届出書に添付する証明書について農業委員会で証明を行うものです。納税猶予等の適用を受けている農地について、令和7年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。17件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、証明願のとおり決定されました。
- 議 長 議長交代のため、暫時休憩いたします。

(議長を 24 番委員から 23 番委員に交代)

(午前 10 時 1 分 休憩)

(午前 10 時 2 分 再開)

議長 再開いたします。
議案第 5 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。
主事 今月の案件は、利用権の設定が 275 件、所有権の移転が 24 件の計 299 件です。
以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 5 号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 24 番、伊藤周治委員が番号 112 に、議席番号 3 番、浅野輝夫委員が番号 131 及び番号 132 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 112、番号 131 及び番号 132 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、番号 112、番号 131 及び番号 132 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は、番号 112、番号 131 及び番号 132 を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号 112 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。

当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、24 番委員の退席をお願いします。

(午前 10 時 6 分 退席)

議長 番号 112 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案の番号 112 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号の番号 112 については、原案のとおり決定されました。

24 番委員の退席を解除します。

(午前 10 時 7 分 着席)

議 長 次に、番号 131 及び番号 132 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。

当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、3 番委員の退席をお願いします。

(午前 10 時 8 分 退席)

議 長 番号 131 及び番号 132 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号 131 及び番号 132 については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号の番号 131 及び番号 132 については、原案のとおり決定されました。

3 番委員の退席を解除します。

(午前 10 時 9 分 着席)

議 長 ここで、議長交代のため暫時休憩します。

(議長を 23 番委員から 24 番委員に交代)

(午前 10 時 9 分 休憩)

議長 再開いたします。

議案第 6 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は、新規の賃借権又は使用貸借の権利の設定 81 件、貸付人から農地中間管理機構への賃借権の設定等期間終了に伴う再設定が 9 件の計 90 件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定等を受けると同時に、借受人へ同じ賃借権の設定等を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 4 号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また借受人が認定農業者であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 6 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 5 番、千葉英宏委員。

5 番委員 5 番の千葉です。この議案第 6 号の内容が、令和 7 年度からこれがスタンダードになるということで説明を受けてるわけなんですけど、実際、今月のこの契約は、岩手県農業公社から担当者が来て進めたものだとは思いますが、曜日とか日にち設定で進めたということになるんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。ただいまのご質問にお答えします。契約会、要は貸付人さんと借受人さんをお呼びして、その会場で公社も入りまして契約内容を確認をして、それぞれ必要な書類等を作るということを確認しております。

(「議長」の声あり)

議長 5 番、千葉英宏委員。

5 番委員 手続き上のことは理解できたんですが、多分、今日明日とかいきなりでは、おそらく日程って取れないと思うんですけども、公社から曜日とか日にちとかが設定されてくるわけですか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木局長補佐。

局長補佐 以前あった事例の話を申し上げますと、あらかじめ貸し人さんと受け手で日程調整をしたうえ、その日に公社に来てもらうようお願いしたところでございます。今回の案件に関しましては水沢と江刺からの申請が多い状況でしたが、本庁、江刺及び胆沢分室に農地中間管理事業の窓口となる農地コーディネーターがそれぞれ駐在しており、その方々が農業公社との連絡窓口になりまして、契約会を行ったようでございます。水沢も確か先月、契約会を地区センターで行ったというのを聞いております。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 そうしますと、地域のコーディネーターさんが中心になって、公社から来ない場合もあるということでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木局長補佐。

局長補佐 あまり件数が多い場合はそういうことも、もしかして想定できるかもしれませんが、公社の本社から担当者が来て契約会をやるというのが、スタンダードであります。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 4月からということだったので、ちょっと聞いてみました。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議長 17番、菊地隆文委員。

17番委員 はい。17番、菊地でございます。確認です。77番なんですけども、経由の周期と借受人の周期がこの案件だけ違うんですけども、何か理由があるのでしょうか。

議長 暫時休憩いたします。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時19分 再開)

議長 再開いたします。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。ただいまのご質問についてです。番号76に同じ方々が登場しております

けれども、違いといたしましては、きちんと表現がなっておりませんが、番号 76 の貸付人は単独となります。番号 77 につきましては他に共有名義の方がおり、貸付の契約が全員異なるということになっております。一部、表現が漏れている部分もございますが、契約は番号 76、番号 77、同じように見えますが、別な契約ということをお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

17 番委員 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は 7 件です。番号 1、番号 2 は関連案件です。売買により工場兼事務所を整備するものです。非農地を含む総事業実績面積は 7,702.13 m²です。番号 3 は売買により、自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は 437.92 m²です。番号 4、番号 5 は関連案件です。売買により宅地分譲 8 区画を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は 2,286.66 m²です。番号 6 は、売買により共同住宅用地を整備するものです。番号 7 は、贈与により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業面積は 420.79 m²です。12 月に許可を得ていたものですが、許可取消処分後、土地の権利を使用貸借から所有権移転に変更する内容で再度申請がなされたものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。番号 1 から番号 3 を、2 月 12 日に紺野弘行委員、今野俊宏推進委員、番号 4 から番号 6 を 2 月 10 日に佐々木生子委員、

及川初巳推進委員、番号7を2月10日に菅原利宏委員、大内俊二推進委員と、全日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1、番号2は、荒れておりましたが、転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により、解消されるものと確認いたしました。番号3は、耕作は確認できませんでしたが、維持管理はされているものと確認いたしました。番号4、番号5は、昨年まで稲の作付けを行っていたものと確認いたしました。番号6は、草刈り等の維持管理を確認しました。番号7は、一部畑として利用されているようですが、雪の上からも荒れていることが確認できる状況でした。今回の計画が、転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 5番、千葉英宏委員。

5番委員 5番の千葉です。また、一般的な話で教えていただきたいんですが、施設の概要というところで、白地地域あるいはその都市計画区域の別が書いてあります。白地地域については、今日の議案第1号で決定した地域計画の中におそらく含まれてる農地だと思うんですけども、これらはこのように今後も白地地域の開発が進んでいく場合あるわけなんですけど、ただ単に地域計画の計画書から、この分が落ちていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今現在は地域計画がまだ策定されておられませんので、問題はないと認識しておりますけれども、地域計画が策定されますと、農地転用に係る部分、そこが地域計画の中に入っている場合には、事前に見直しを行い、除いていくことが認められてから、農地転用の手続きとなることとなります。以上です。

議長 よろしいですか。

5番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 4番、松戸正雄委員。

4番委員 4番、松戸です。現地確認のことでしたけども、前は現地確認に行った推進委員も出席していましたが、今は推進委員の出席を要請していないのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

係 長 ただいまのご質問ですけれども、会場が狭い関係で大変申し訳ございませんが、先々月、先月、今月とですね、出席を省略させていただいております。広い会場を確保できた場合には、元通り、推進委員の出席を求めて進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

議 長 4番、松戸正雄委員。

4番委員 はい。4番、松戸です。事前に伺っていただければ、こういう質問をする必要もないので、その辺は今後、よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木局長補佐。

局長補佐 はい。どうしても前沢と胆沢に関しては、会場が狭小ということで、推進委員には出席を遠慮していただいたということでございます。本来であれば、水沢や江刺の広い会場でやればいいんですけども、この時期は申告相談で会場が空いていないことから、このような形になっております。なお、これは毎年のお話となり、どうしても狭い会場での開催となるため、出席を要請しないことも想定されますので、ご理解いただければと思います。

議 長 よろしいですか。

4番委員 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(「議長」の声あり)

議 長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい。22番、家子です。必要な方は、どうにか来ているべきなのかなと思いますが、狭いところにお座りになるのは失礼なので、遠慮してということなんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木局長補佐。

局長補佐 はい。遠慮してということになりますので、何卒ご理解いただければと思います。

議 長 よろしいですか。

22 番委員 はい。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第8号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は5件です。番号1は、昭和52年頃に庭及び居宅への進入路、昭和61年頃に倉庫をそれぞれ整備して以来、宅地として利用しています。番号2は、平成10年頃までに山林化したものです。番号3は、平成16年頃の居宅建築時に通路等を整備して以来、宅地として利用しています。番号4は、平成24年頃に携帯アンテナ基地局が整備されて以来、雑種地として利用されています。補足説明となりますが、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置、今回は携帯基地局の設置につきましては、農地転用許可不要の案件であります。番号5は、昭和47年頃に庭を昭和63年頃に建て替えた居宅の犬走をそれぞれ整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして、現地確認報告をいたします。番号1、番号2を、2月12日に紺野弘行委員、今野俊宏推進委員、番号3、番号4を2月10日に佐々木生子委員、及川初巳推進委員、番号5を2月10日に菅原利宏委員、大内俊二推進委員と、全日、事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号1は、進入路、庭木等が整備され、宅地として利用されておりました。番号2は、竹や雑木が敷地全体に生い茂っておりました。番号3は、庭、通路等が整備され、宅地の一部として利用されておりました。番号4は、携帯アンテナ基地局として整備されておりました。番号5は、庭、居宅の犬走等整備され、宅地として利用されておりました。現地は全て証明願のとおり現状で、番号1から番号3、番号5は、農地以外の用途で利用され、20年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であること、番号4は、法令に

より転用制限の例外とされており、農地以外の用途で利用されていることを、それぞれ確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。
ご審議よろしくお願いたします。

議 長 議案第8号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 議案第9号、令和7年度奥州市農業委員会事業計画についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 当該事業計画につきましては、翌月に令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定及び職員の人事異動などが控えていることから前倒しで上程するものです。事業計画のフレームはこれまでの流れを踏襲しておりますが、令和6年度まで事業方針に掲げておりました「地域計画」の策定及び推進については、地域計画が、農業経営基盤強化促進法によって策定することとされていること。この3月末にも地域計画が完成することから、特出しをせず、2の「優良農地の確保と利用集積及び集約化の促進」中の(3)農業経営基盤強化促進法に関する事項に包含する形態としたものとなります。内容の詳細については、事前に配布しております事業計画書案のとおりですので、朗読等は割愛いたしますのでご了承願います。以上、説明を終了いたします。よろしくご審議願います。

議 長 議案第9号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議 長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時38分